

法務省札幌矯正管区からのお願い

網走刑務所等の矯正施設に勤務していただける 医師(常勤)を募集しております。自薦、他薦を 問わずご応募ください。

北海道には、刑務所が7庁、少年院4庁、少年鑑別所4庁の合わせて15庁の矯正施設があり、少年鑑別所の3庁を除く12庁は診療所を設置しています。その内、医療過疎地と言われる道東地区所在の網走刑務所、釧路刑務所、帯広刑務所および帯広少年院においては、常勤医師が欠員になっており、現在は、地元の医師に非常勤医師をお願いしています。これらの施設では、被収容者の医療の適正化、充実化のために常勤医師として勤務していただける方を募集しています。特に網走刑務所は収容規模が大きく、常勤医師の確保は喫緊の重要課題となっております。

また、上記施設のほか函館少年刑務所でも常勤医師を募集しています。

矯正医療に対するご理解とご協力を心からお願いするとともに、ご応募をお待ちしております。

なお、上記施設(函館少年刑務所を除く。)の非常勤医師も募集しておりますので、お問い合わせください。

☆ 官 職：法務技官(医師)

☆ 担当業務：被収容者の診察、治療、疾病の予防および健康管理等

☆ 応募資格：62歳未満で医師免許を有する方

☆ 待 遇 等

- ・身分は国家公務員となり、給与は一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表(一)が適用され、経験年数等に応じて月額が決定されます。このほか、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)、扶養手当等の各種手当が支給されます。また、無料宿舍のほか、福利厚生も整備されております。
- ・診療時間、大学医局等における研修については、別途、相談に応じます。

お問合せまたは情報のご提供は、下記までお願いいたします。

法務省札幌矯正管区

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1-2-5-5

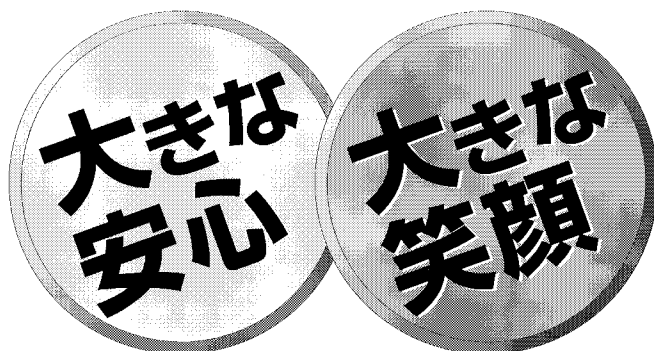
電 話 011-783-3911(代表)

ファックス 011-780-2207

担当：職員課長 西 見 卓 明

医療分類課長 小 野 広 明

札幌矯正管区は、法務省矯正局の機関で、北海道内の刑務所、少年院、少年鑑別所を監督する仕事を行っています。



国民年金に上乘せする公的な年金

掛け捨てにはなりません

途中で転職した場合にも掛金に応じた年金が65歳より給付されます。

従業員の方のみの加入もできます

事業所単位の加入ではありませんので、医師本人が加入しなくても、従業員の皆さまは加入できます。(是非、おすすめください。)

お問い合わせは下記どうぞ

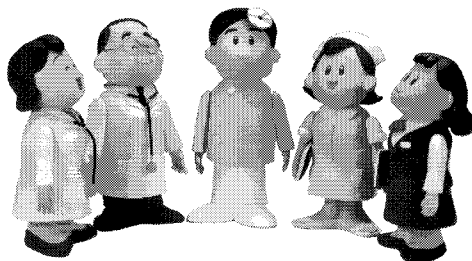
〒170-0002
東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F

日本医師・従業員国民年金基金

フリーダイヤル ☎ 0120-700650

<http://www.remus.dti.ne.jp/~npf-s5>

- 掛金は全額所得控除ができます。
- 将来設計に合わせてつくる自由な年金プランです。
- 国民年金加入の医業従事者の為の公的な年金です。
- この年金は65歳から生涯にわたりお受け取りになれます。(20~60歳までの方が加入対象となります)
- 医師や従業員の皆さまの豊かな老後のお手伝い!



※ご加入の際には日本医師・従業員国民年金基金のご案内にある「重要なお知らせ」を必ずご確認ください。

当基金は日本医師会の「医師年金」とは別種の年金制度です。